

# 建物使用貸借契約書

\*「ソウジユ会」と読みます

山中湖村（以下「甲」という。）と医療法人**雙寿会**（以下「乙」という。）とは、建物の使用貸借について、次のとおり契約を締結する。

（目的物件）

第1条 甲は、その所有する次の建物を乙に無償で貸し付ける。

山中湖村診療所

- |        |                        |
|--------|------------------------|
| （1）所在地 | 山中湖村山中12番地             |
| （2）構造  | 鉄筋コンクリート平屋建            |
| （3）面積  | 診療所分203.99㎡ 医師住宅分75.7㎡ |

平野診療所

- |        |                        |
|--------|------------------------|
| （1）所在地 | 山中湖村平野141番地の1          |
| （2）構造  | 鉄骨造二階建                 |
| （3）面積  | 診療所分163.7㎡ 医師住宅分103.4㎡ |

（用途）

第2条 乙は、前条の建物（以下「目的物件」という。）を医科診療用として使用し、その他の用途には使用しないものとする。

（指定用途に供すべき始期）

第3条 乙は、目的物件を、前項に規定する用途（以下「指定用途」という。）に供しなければならない。

（指定用途に供すべき期間）

第4条 乙は、目的物件を前条に規定する日から使用貸借の期間の満了の日までの間、引き続き指定用途に供しなければならない。

（貸付期間）

第5条 使用貸借の期間は、この契約締結の日から平成28年3月31日までとする。

（物件の引渡し）

第6条 甲は、目的物件を契約締結と同時に現状のまま乙に引き渡すものとする。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は、免除する。

（譲渡及び転貸の禁止）

第8条 乙は、この契約により生ずる権利を譲渡し、又は目的物件を転貸してはならない。

（使用上の制限）

第9条 乙は、目的物件を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 乙は、甲の承諾がなければ、目的物件の様態替えその他目的物件の現状を変更してはならない。

3 乙は、前項の承諾を受けようとするときは、事前に詳細な理由を記載した書面により申し出なければならない。

4 甲は、乙から前項の申し出があったときは、遅滞なく事情を調査し、その申し出に対する結果を書面により通知するものとする。

(修繕義務等)

第10条 乙は、目的物件の修繕義務を負うものとする。

2 乙は、目的物件についての修繕費等の必要費、改良費等の有益費その他目的物件の使用に伴い要する電気、上下水道、ガス、電話等の使用料、清掃費その他の費用を負担する。

(滅失又はき損の通知)

第11条 乙は、目的物件の全部又は一部が滅失し、又はき損した場合は、直ちに甲にその旨を通知しなければならない。

(使用上の損傷等)

第12条 乙は、その責めに帰する理由により目的物件をき損した場合において、甲が要求するときは、乙の負担において目的物件を現状に復さなければならない。

(実地調査)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、使用貸借の期間中において、その職員をして随時に乙に対し、その業務又は資産の状況に関して質問させ、関係書類その他目的物件について実地に調査させ、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項の実地調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(不可抗力による契約の失効)

第14条 甲乙双方の責めに帰さない理由により、この契約に定める条項の履行が不能となったときは、この契約は、直ちに失効するものとし、相互に賠償の責めに任じないものとする。

(解除)

第15条 甲は、次の各号に掲げるいずれかの事態が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) 山中湖村において目的物件を公用又は公共の用に供するため必要が生じたとき。

(2) 乙が第4条、第8条又は第9条の規定に違反したとき。

(3) その他乙がこの契約上の義務を履行しないとき

(原状回復義務)

第16条 乙は、使用貸借の期間が満了した場合にあってはその満了の日に、この契約が解除された場合にあっては甲の指定する期日までに、乙の費用で目的物件を原状に復し、甲に返還しなければならない。ただし、甲が承諾した場合は、この限りでない。

2 甲は、乙が前項の義務を履行しないときは、目的物件を原状に復し、乙からその費用を徴収することができる。

3 乙は、第1項本文に規定する日までに目的物件を原状に復さないときは、同項但し書きの規定による場合を除き、同項本文に規定する日の翌日から乙又は甲が目的物件を原状に復した日までの損害金を甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第17条 乙は、この契約が終了した場合において、目的物件についての修繕費等の必要費、改良費等の有益費その他目的物件の使用に伴い必要とする電気、上下水道、ガス、電話等の使用料、清掃費その他の費用の支出があっても、これを甲に請求しないものとする。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第19条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

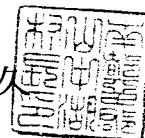
(疑義等の決定)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

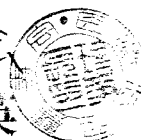
上記契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年3月28日

甲 山中湖村長 高村 忠 久



乙 医療法人 雙寿会  
理事長 田邊好英



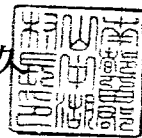
山中湖村診療所建物使用貸借契約に基づく  
医療器具及び保健活動に関する覚書

平成23年3月28日付けで締結した建物使用貸借契約に基づく医療器具の貸与及び保健活動への協力等については、次のとおり覚書を交わす。

- 1 医療器具の貸与について  
医療器具は、別添のとおりとする。  
器具の保守及び修理は、乙が責任を持って管理し費用は乙の負担とする。  
尚、老朽化等により廃品等の処分をする時には、甲に報告、協議すること。
- 2 保健活動への協力等について  
甲の保健活動等については、積極的に協力すること。

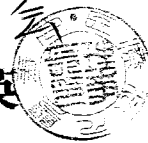
平成23年3月28日

甲 山中湖村長 高村 忠



乙 医療法人 雙寿会

理事長 田邊好英



## 覚 書 <sup>(5)</sup>

山中湖村（以下「甲」という。）と雙寿会（以下「乙」という。）とは、平野診療所（以下「施設」という。）の診療業務に関し、次のとおり覚書を締結する。

- 1 乙が行う通常診療業務の診療体制については次のとおりとする。ただし、医師の研修等の諸事情により常勤医師が勤務できない場合には、代わりに非常勤医師等を確保できるよう努めるものとする。やむを得ず休診となる場合及び緊急時の体制等については、事前に甲に通知等により連絡協議をするものとする。

### 診療体制

#### 平野診療所

診療日：毎週月曜日から金曜日まで

診療時間：午前9時から午後12時、午後1時30分から午後5時

休診日：土曜日、日曜日、祝祭日

- 2 この覚書の期間は、平成27年1月1日から平成27年3月31日までとする。  
平成27年1月1日 <sup>27年1月</sup>
- 3 医師等が欠員となる場合には、事前に甲乙協議するとともに、乙は医師確保に努め、その経過を甲に速やかに報告するものとする。
- 4 乙は、毎月施設の運営状況（診療日、利用者数等）を翌月の10日までに甲に報告するものとする。
- 5 甲は、診療業務にあたって375万円の範囲内で補助金を、乙に支払う。
- 6 甲は、乙からの補助金交付申請に基づき、請求の日から30日以内に次のとおり補助金を支払う。  
補助金として、3,750,000円以内
- 7 乙は、1に定める業務に従事できなかった場合は、医師1名につき1日あたり60,000円を甲に補助金の返還するものとする。ただし、甲乙で協議してやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。  
なお、この返還においては甲から乙へ補助金返還請求書により請求し、甲が定める期日までに返納を行うものとする。

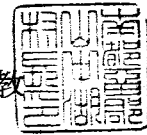
- 8 診療業務に関する事故等については、すべて乙の責任において対応するものとする。この場合、その経過等については甲に報告協議するものとする。
- 9 この覚書に定めるものの他、診療業務に関し必要な事項及び甲乙いずれかに不都合が生じたときは、甲乙協議するものとする。

この覚書の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成26年12月/6日

甲 山梨県南都留郡山中湖村山中237番地の1

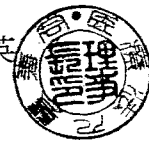
山中湖村長 高 村 文 教



乙 山梨県南都留郡山中湖村山中12番地

医療法人 雙寿会

理事長 田 辺 好 英



# 覚 書

山中湖村（以下「甲」という。）と雙寿会（以下「乙」という。）とは、平野診療所（以下「施設」という。）の診療業務に関し、次のとおり覚書を締結する。

- 1 乙が行う通常診療業務の診療体制については次のとおりとする。ただし、医師の研修等の諸事情により常勤医師が勤務できない場合には、代わりに非常勤医師等を確保できるよう努めるものとする。やむを得ず休診となる場合及び緊急時の体制等については、事前に甲に通知等により連絡協議をするものとする。

## 診療体制

### 平野診療所

診 療 日：毎週月曜日から金曜日まで

診 療 時 間：9時から12時、13時30分から17時

休 診 日：土曜日、日曜日、祝祭日

※  
週 50回

- 予約 13:30

- 2 この覚書の期間は、平成27年5月1日から平成28年3月31日までとする。
- 3 医師等が欠員となる場合には、事前に甲乙協議するとともに、乙は医師確保に努め、その経過を甲に速やかに報告するものとする。
- 4 乙は、毎月施設の運営状況（診療日、利用者数等）を翌月の10日までに甲に報告するものとする。
- 5 甲は、診療業務にあたって1, 375万円の範囲内で補助金を、乙に支払う。
- 6 甲は、乙からの補助金交付申請に基づき、請求の日から30日以内に次のとおり補助金を支払う。
  - (1) 第1回支払 5月から6月までの診療業務補助金として  
5月 2, 500, 000円以内
  - (2) 第2回支払 7月から9月までの診療業務補助金として  
7月 3, 750, 000円以内
  - (3) 第3回支払 10月から12月までの診療業務補助金として  
10月 3, 750, 000円以内
  - (4) 第4回支払 1月から3月までの診療業務補助金として  
1月 3, 750, 000円以内

v=0

※  
今迄  
払

7 乙は、1に定める業務に従事できなかった場合は、診療所ごとに医師1名につき  
1日あたり60,000円を甲に補助金の返還するものとする。ただし、甲乙で協  
議してやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

なお、この返還においては甲から乙へ補助金返還請求書により請求し、甲が定め  
る期日までに返納を行うものとする。

8 診療業務に関する事故等については、すべて乙の責任において対応するものと  
する。この場合、その経過等については甲に報告協議するものとする。

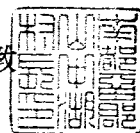
9 この覚書に定めるものの他、診療業務に関し必要な事項及び甲乙いずれかに不都  
合が生じたときは、甲乙協議するものとする。

この覚書の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成27年 5月 1日

甲 山梨県南都留郡山中湖村山中237番地の1

山中湖村長 高 村 文 教



乙 山梨県富士吉田市上暮地5-8-16

医療法人 雙寿会

理事長 田 辺 好 英



※  
補助金  
返還



山湖い健発第 6-2 号  
平成 27 年 6 月 2 日

医療法人 雙寿会 様



山中湖村長 高 村 文 教

## 覚書解除について

平成 27 年 5 月 1 日付けで山中湖村と医療法人社団 雙寿会で締結した診療業務に関し覚書を交わしたが、建物使用貸借契約解除に基づき覚書を解除する。

山湖い健発第 6-1 号  
平成 27 年 6 月 2 日

医療法人 雙寿会 様



山中湖村長 高 村 文 教

## 建物使用貸借契約解除について

平成 23 年 3 月 28 日付けで山中湖村と医療法人社団 雙寿会で締結した建物使用貸借契約は、第 15 条に基づき契約解除する。

また、医療器具の貸与及び保健活動への協力等の覚書を交わしたが、建物使用貸借契約解除に基づき覚書も解除する。

※医療法人雙寿会所有の備品等を平成 27 年 6 月 19 日（金）までに撤去を行い平野診療所に係る鍵を山中湖村まで返還すること。